

使用料等の収納事務を委託しています

町では、使用料・手数料等の収納事務を民間事業者等に委託していますので、地方自治法施行令第158条第2項の規定及び地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により、以下のとおり公表します。

1 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2)収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都江東区若洲二丁目8番地25号

名 称 有明興業株式会社

代 表 者 代表取締役 松岡 和人

適用範囲 南原処理場において手数料を収納し、領収書を交付する。(粗大ごみ・伐採木)

2 八丈町歴史民俗資料館条例に基づく資料館の業務に係る入館料の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和6年11月30日まで

(2) 収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

名 称 公益社団法人八丈町シルバー人材センター

代 表 者 会長 伊藤 宏

適用範囲 八丈町歴史民俗資料館窓口において入館料を収納し、領収書を交付する。

3 八丈町コミュニティーセンター設置条例に基づくコミュニティーセンターの業務に係る使用料の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2)収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

名 称 公益社団法人八丈町シルバー人材センター

代 表 者 会長 伊藤 宏

適用範囲 八丈町コミュニティーセンター窓口において使用料を収納し、領収書を交付する。

(3)収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都八丈島八丈町在住

名 称 個人事業主

適用範囲 八丈町コミュニティーセンターボウリング場受付において使用料を収納し、領収書を交付する。

4 八丈町病院事業の設置等に関する条例に基づく病院事業の業務に係る使用料及び手数料等の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2)収納事務受託者と適用範囲

住 所 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目 26 番 23 号

名 称 株式会社 セラム

代 表 者 代表取締役 玉置 正樹

適用範囲 国民健康保険町立八丈病院会計窓口及び休日夜間受付において使用料及び手数料等を収納し、領収書を交付する。

5 八丈町温泉浴場条例に基づく温泉浴場の業務に係る使用料の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2)収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

名 称 公益社団法人八丈町シルバー人材センター

代 表 者 会長 伊藤 宏

適用範囲 八丈町各温泉浴場受付において使用料を収納し、領収書を交付する。

6 八丈町物流センター条例に基づく物流センターの業務に係る使用料の収納事務

(1)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2)収納事務受託者と適用範囲

住 所 東京都八丈島八丈町三根 4206 番地

名 称 八丈島漁業協同組合

代 表 者 代表理事組合長 田中 國治

適用範囲 八丈町物流センターにおいて公金を収納し、領収書を交付する。